

知的財産の活用を推進します!!

小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金制度のご案内

知的財産の活用を推進し、企業価値及び資質の向上を図るため、知的財産権の取得をしようとする事業者に対し、その経費の一部を補助します。

1. 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

2. 補助対象事業

国内における特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る事業とします。

3. 補助対象経費

- (1) 特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る手数料
- (2) 弁理士に支払った特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る手数料相当額並びに弁理士への報酬（成功報酬を除く。）及び経費
※消費税は除く。

4. 補助金額

補助対象経費×1/2（100円未満の端数切捨て）

※1つの知的財産権につき15万円及び1つの事業者あたり1年度につき50万円を限度とします。



5. 申請から交付の流れ

① 交付申請書の提出

特許若しくは国内実用新案の出願日又は出願審査請求の前までに、小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金交付申請書（様式第1）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・ 補助対象経費の内訳を証する書類（見積書等の写し）
- ・ 登記事項証明書（個人事業主の場合は、確定申告書等の写し）
- ・ 市税の滞納がないことを証する書類
※申請日以前 1 年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- ・ その他市長が必要と認めるもの

② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金交付決定通知書を送付します。

※決定通知書の受取後に計画に変更や中止等が生じた場合には変更手続きが必要です。

③ 実績報告書の提出

特許若しくは、国内実用新案の出願又は出願審査請求日から40日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金実績報告書（様式第5）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・ 補助対象経費の内訳を証する書類(明細書、領収書等の写し)
- ・ 出願番号の分かる受領書の写し
- ・ 発明・考案の概要が分かる書類の写し
- ・ 補助対象経費の支払を証する写し
- ・ 小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金交付請求書（様式第7）
- ・ その他市長が必要と認める書類

④ 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金確定通知書を送付します。

⑤ 補助金交付

<問い合わせ先> 小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
電話:0568(76)1112 fax:0568(75)8283